

所得税法

本試験問題

〔第一問〕問1

問1 青色申告特別控除について、制度の概要を簡潔に説明しなさい。

〔第二問〕問1

【資料Ⅰ】

甲はA商事株式会社（以下「A商事」という。）の顧問相談役であったが、本年11月1日に退職し、退職時に交付を受けた源泉徴収票は次のとおりである。また、年末調整後に生じた甲及び親族の所得等の変動は、確定申告にて修正を行うものとする。

(2) 給与所得の源泉徴収票

令和3年分 給与所得の源泉徴収票	
支払元 A商事株式会社 東京都千代田区永田町1-1-1 代表取締役社長 山田 太郎	支払先 山田 太郎 東京都千代田区永田町1-1-1 山田 太郎
給与 3,000,000	源泉徴収額 317,100
控除 300,000	支払額 2,682,900
支払元 A商事株式会社 東京都千代田区永田町1-1-1 代表取締役社長 山田 太郎	支払先 山田 太郎 東京都千代田区永田町1-1-1 山田 太郎

〔第二問〕問1

【資料Ⅱ】

- 甲は平成30年9月まで米国の支店に勤務しており、当時居住していた住宅及びその敷地（以下「米国住宅等」という。）を帰国後同年10月より賃貸の用に供していたが、本年6月10日に930,000ドルで売却している。売却時の仲介手数料30,000ドルは同日に支払っている。
- この不動産の取得に関する事項は次のとおりである。

区分	内容
取得年月日	平成28年3月15日
建築年月日	昭和45年6月20日
取得価額	80万ドル（土地10万ドル、建物70万ドル）

- 本年の賃貸収入は25,000ドルであり、減価償却費以外の諸経費は27,000ドルとする。
- 米国住宅等（木造）は法定耐用年数22年であるが、簡便法による中古資産の見積耐用年数を用いて減価償却費の計算を行っている。
- 国外所得に係る外国税額控除については考慮しない。
- 米国住宅等の賃貸に係る所得の計算上、本年に収入すべき金額及び減価償却費以外の必要経費の本邦通貨への換算は、年末における電信売相場場の仲値1ドル105円を使用するものとする。
- 甲は自宅購入に関する売買契約を本年11月15日に締結している。購入代金は70,000,000円、取得に係る諸経費（仲介手数料を含む）は5,000,000円であり、引渡は来年5月15日である。甲は契約日に米国住宅等の売買代金のうち70,000ドルを円転し、手付金7,000,000円と仲介手数料の一部1,300,000円を支払っている。
- 上記6以外の外貨建ての取引に係る本邦通貨への換算は、取引日における電信売相場場の仲値によることとする。各取引日における電信売相場場の仲値は、平成28年3月15日が1ドル110円、本年6月10日が1ドル106円、本年11月15日が1ドル109円であった。

TAC予想問題

●上級演習 第7回〔第一問〕問3

問3 青色申告特別控除の特例について説明しなさい。

●直前対策講義 第3回 補助問題〔第二問〕問2

【資料Ⅰ】

乙は給与所得者であり、勤務先から交付された本年分の給与所得の源泉徴収票の記載内容は次のとおりである。

- 給与所得控除後の給与等の金額 6,000,000円
- 所得控除額の合計額 1,375,240円

●直前予想答練 第2回〔第二問〕問2

【資料Ⅲ】

乙は、国外にある中古の不動産を取得して貸付けていたが、本年6月初旬に貸付けをやめた上で、同月末にこの不動産を売却した。

本年中の貸付け及び譲渡に関する事項は、次のとおりである。

- 貸付けに関する事項
 - 乙が貸付けている不動産は、上記国外資産以外にはなく、乙の本年分の不動産所得の金額は△1,700,000円（適正額）である。
 - 上記不動産所得の金額の計算上必要経費に算入された減価償却費（6ヵ月分）は2,505,000円（適正額）であり、これは建物の耐用年数を簡便法による6年として計算したものである。
 - 乙は、これまで青色申告の承認を受けてはいない。
- 譲渡に関する事項

すべて適法に計算された金額である。

 - 取得時期 平成30年
 - 取得価額 建物…30,000,000円 土地…20,000,000円
 - 年初未償却残額 建物…14,970,000円
 - 譲渡対価 建物…29,100,000円 土地…22,000,000円
 - 譲渡費用 675,000円

〔第二問〕問 1

【資料Ⅲ】

1 甲は本年2月に甲の母（90歳）からの相続により取得した住宅及びその敷地（以下「相続住宅等」という。）を、本年5月に153,000,000円で売却している。

3 この相続住宅等に関する事項は次のとおりである。

	区 分	内 容
	建 物	建築年月日 昭和53年 5月28日 取得価額 13,000,000円 構 造 木 造 相続登記費用 250,000円
	土 地	取得年月日 昭和40年10月31日 取得価額 不 明 相続登記費用 300,000円

6 甲が甲の母から相続により取得した財産の相続税評価額の合計は、80,000,000円であり、相続住宅等の評価額は45,000,000円であった。甲の相続税の納税額は、10,700,000円であった。

〔第二問〕問 1

【資料Ⅳ】

1 甲は平成18年に父よりマンション1棟（30室）を相続し、賃貸の用に供している。この賃貸に関し作成した損益計算書は次のとおりである。

損 益 計 算 書			
(自令和3年1月1日 至令和3年12月31日) (単位：円)			
租税公課	3,756,000	家賃収入	28,400,000
その他諸経費	18,244,000	雑収入	5,000,000
当年利益	11,400,000		
	33,400,000		33,400,000

(3) 供託金の引き出し額 1,500,000円
家賃の値上げの係争に伴い法務局に供託された家賃の引き出し額である。

甲は賃借人Cに対し前年2月の契約更新時に家賃を100,000円から105,000円に値上げする申入れを行ったが、Cの合意が得られず旧家賃を供託された。前年2月分から本年5月分までの供託家賃を引き出したものである。この係争は本年末現在係属中であり、6月分以降の家賃も供託されているが、損益計算書上の家賃収入には計上していない。

6 減価償却に関する資料は次のとおりである。

種 類	事業供用日	取得価額	償却率	前年末未償却残高
建 物	平成10年5月3日	300,000,000円	0.022	159,574,468円
附属設備	平成10年5月16日	9,200,000円	0.066	638,480円
器具備品	令和3年6月3日	300,000円	0.167	—円

(注) 全ての減価償却資産の減価償却方法の選定の届出は行っていない。

●実力完成答練 第6回〔第二問〕問3

【資料Ⅰ】

丙が本年中に譲渡した資産は次のとおりである。

種 類	取得年	取得価額	譲渡対価	譲渡費用	備 考
土地B	昭和58年	7,200,000円	40,000,000円	480,000円	借地権割合は60%
土地C	令和2年	—	41,000,000円	1,450,000円	父からの相続により取得
E株式	令和2年	—	8,100,000円	—	父からの相続により取得

(注2) 土地Cは、平成15年に父が30,700,000円で取得し、令和2年の父の死亡により丙が相続（相続税評価額は36,000,000円）したもので、相続時に登記費用820,000円を支出しており、その後、本年11月に譲渡したものである。

なお、取得してから何らの用にも供されていない。

(注4) 父からの相続により取得した資産は上記以外にないが、生前の父からの贈与で相続税額の計算上課税価格に算入された金額が2,000,000円ある。

また、この相続に係る相続税は8,370,000円（贈与税額控除適用前の適正額）であり、相続に際し限定承認は行っていない。

●実力完成答練 第5回〔第二問〕

【資料Ⅰ】

1 不動産賃貸業に係る損益計算書は、次のとおりである。

損 益 計 算 書			
自令和3年1月1日 至令和3年12月31日 (単位：円)			
諸 経 費	16,618,428	賃 貸 料 収 入	30,800,000
資 産 損 失 額	5,678,750	更 新 料 収 入	400,000
当 年 利 益	20,902,822	権 利 金 収 入	12,000,000
	43,200,000		43,200,000

(2) 5階の賃貸料を、前年7月分から月額120,000円に値上げしたところ、賃借人Bがこれに応じなかったため訴訟を提起していたが、本年5月10日に、Bが月額120,000円を支払うことで和解した。

Bは、前年7月分以後の賃貸料を従前の賃貸料月額100,000円で供託しており、甲は本年5月分まで同額を毎月収入計上している。

なお、本年6月分以後の賃貸料は、適正に収入計上している。

10 減価償却費は、上記7の貸家及び次のもの以外は、適正に諸経費に計上されている。

	取得価額	事業供用月	耐用年数
アパート本体	63,310,000円	本年10月	27年
給排水設備	2,632,000円	本年10月	15年